

## リニア中央新幹線沿線早川地域活性化協議会交通対策部会規約

(名称)

第一条 この会は、リニア中央新幹線沿線早川地域活性化協議会交通対策部会（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第二条 部会は、リニア中央新幹線建設工事に関する交通の諸問題について協議し、住民の生活環境の安心・安全を確保することを目的とする。

(事業)

第三条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 工事に関する交通安全対策についての説明会など開催に関すること
- (2) 工事に関する交通安全対策全般の協議に関すること
- (3) 関係機関との調整、要望等の活動に関すること
- (4) 中央新幹線工事全般に関する交通対策の諸課題の検討に関すること
- (5) その他目的達成のために必要な事業に関すること

(組織)

第四条 部会は別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代する場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 部会に部会長1名及び副部会長2名を置く。

- 2 部会長はリニア中央新幹線沿線早川地域活性化対策協議会長である早川町長とし、副部会長は、早川町区長会会長及び早川町連合PTA会長を充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。
- 4 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長は部会長が務める。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、上部組織であるリニア中央新幹線沿線早川地域活性化協議会と合同で会議を開催することができる。

(設置期間)

第七条 部会の設置期間は、中央新幹線工事（早川町内）の終了までの間とする。

(事務局)

第八条 部会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、リニア中央新幹線沿線早川地域活性化対策協議会内に置く。

3 事務局職員は、前項協議会事務局職員が兼務によりこれにあたる。

(経費)

第九条 部会の運営に必要な経費は、町の負担によりこれに充てる。

(委任)

第十条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年5月16日から施行する。

## 別紙 1

## リニア中央新幹線沿線早川地域活性化協議会交通対策部会名簿

	所属名	役職名	氏名
部会長	早川町	町長	辻 一幸
副部会長	早川町区長会	会長	望月 勉
〃	早川町連合 P T A	会長	笠井和人
委員	南部警察署	交通課長	岡島正樹
〃	早川町議会	議長	望月健市
〃	早川町議会	副議長	佐野理男
〃	早川町区長会	副会長	望月 実
〃	早川町区長会	副会長	天野 元
〃	早川町区長会	副会長	笠井幸太郎
〃	早川町区長会	副会長	深澤厚海
〃	早川町区長会	副会長	湯村重照
〃	南部交通安全協会早川支部	支部長	深沢福雄
〃	南部交通安全協会早川支部	副支部長	前川明男
〃	早川南小学校 P T A	会長	加藤拓也
〃	早川北小学校 P T A	会長	中根瑞枝
〃	早川中学校 P T A	会長	笠井和人
〃	早川南小学校校長	校長	小尾一彦
〃	早川北小学校校長	校長	小林玲子
〃	早川中学校校長	校長	若林一彦
〃	早川町観光協会	会長	深沢雄二
〃	早川町観光協会	副会長	深沢 守
〃	東海旅客鉄道株式会社	山梨工事事務所長	梅村哲男
〃	大成・佐藤・銭高共同企業体	現場代理人	青山繁夫
〃	早川町	教育長	佐野正昭
〃	早川町	総務課長	臼田好人
〃	早川町	振興課長	藤本 勝
〃	早川町	教育課長	望月法仁
オブザーバー	山梨県リニア交通局	リニア用地事務所長	清水 豊
事務局長	早川町	副町長	望月公隆
事務局	早川町	総務課管財・リニア担当リーダー	宮本高広
〃	早川町	総務課管財・リニア担当	深澤翔太